入札公告の変更

令和元年11月22日

独立行政法人　海技教育機構

理事長　野崎　哲一

◎調達機関番号　604　◎所在地番号　14

○第13号

1　掲載日　令和元年９月18日（号外政府調達第94号）

2　変更内容　12頁２段目、１⑵中「③Ａ重油130kℓ」を「③Ａ重油270kℓ」に、「④Ａ重油180kℓ」を「④Ａ重油150kℓ」に、「⑥Ａ重油280kℓ」を「⑥Ａ重油230kℓ」に、１⑷中「③令和元年12月９日」を「③令和元年12月21日」に、「④令和元年12月９日」を「④令和元年12月６日」に、「⑤令和元年12月11日」を「⑤令和元年12月10日」に、３⑶中「③令和元年12月２日10時30分」を「③令和元年12月13日11時00分」に、５⑶中「③Fuel Oil A 130kℓ」を「③Fuel Oil A 270kℓ」に、「④Fuel Oil A 180kℓ」を「④Fuel Oil A 150kℓ」に、「⑥Fuel Oil A 280kℓ」を「⑥Fuel Oil A 230kℓ」に、５⑷中「③９ Dec. 2019」を「③21 Dec. 2019」に、「④９ Dec. 2019」を「④６ Dec. 2019」に、「⑤11 Dec. 2019」を「⑤10 Dec. 2019」に、５⑺中「③10：30　2 Dec. 2019」を「③11：00　13 Dec. 2019」にそれぞれ変更します。

入札公告の訂正

次のとおり訂正します。

令和元年11月22日

分任支出負担行為担当官

防衛装備庁調達事業部

調達統括官　眞弓　康次

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　13

○第44号

1　掲載日

令和元年10月11日第35号

（号外政府調達第110号）

2　訂正内容

24ページ２段目上から26行目

「②　双眼鏡（高倍率、可搬式、レクチル入り）６ＳＥ」を「②　双眼鏡（高倍率、可搬式、レチクル入り）６ＳＥ」に訂正します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本工事は、総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）「新技術導入促進(I)型」である。

令和元年11月22日

支出負担行為担当官

関東地方整備局長　石原　康弘

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　Ｒ１横環南栄ＩＣ・ＪＣＴ鋼製橋脚設置工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

⑶　工事場所　神奈川県横浜市栄区田谷町地先

⑷　工事内容　Ｃランプ下部、Ａ及びＤランプ下部　ＣＰ０（張出し橋脚）約210ｔ　高さ約17m、梁部約17m　ＡＰ５（ラーメン橋脚）約410ｔ　高さ約19m　ＡＰ６（ラーメン橋脚）約480ｔ　高さ約22m、工場製作工　約1,100ｔ　工場製品輸送工　１式　鋼橋橋脚工　１式　仮設工　１式

⑸　工期　契約締結の翌日から令和３年３月31日まで。

⑹　使用する主要な資機材　鋼材　約1,100ｔ

⑺　本工事は、「工事全般の施工計画」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する［総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）］の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑻　本工事は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては関東地方整備局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。

詳細は、入札説明書による。

⑼　本発注工事は、以下に示す試行等の対象工事である。詳細は、入札説明書による。

①「ワンデーレスポンス」実施工事

②完成時の工事成績評定の結果により、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行工事。

③工事コスト調査結果により、工事成績評定を減ずる試行工事

④建設リサイクル法対象工事

⑤総価契約単価合意方式

⑥出来高部分払方式

⑦「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置対象工事

⑧「設計変更審査会」の設置対象工事

⑨現場代理人と配置予定の主任（監理）技術者の兼務を認めない試行工事

⑩ＣＩＭ活用工事【発注者指定型】

⑪工事工程表の開示試行工事

⑫週休２日制適用工事【受注者希望方式】

⑬新技術導入促進(I)型

⑭「生産性向上チャレンジ」試行対象工事

⑮熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事

⑯条件明示チェックリスト参考開示の試行工事

⑽　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成16年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。

㋐　道路橋（ＴＬ－20以上。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事であること。

㋑　鈑桁橋を除く鋼橋、鋼製橋脚又は鋼橋主塔であること。ただし、鋼床板鈑桁橋は施工実績としてよい。

ただし、上記㋐、㋑は、同一工事であること。

また、申請できる同種工事の施工実績は１件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記㋐、㋑の施工実績を有し、他の構成員は、上記㋐の施工実績を有すること。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑸　工事全般の施工計画が適正であること。

⑹　現地での施工期間について、次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、専任を要しない期間は契約締結の翌日から令和２年９月30日までを予定する。

複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

①　主任技術者にあっては、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。あるいは、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。

監理技術者にあっては、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

詳細は入札説明書による。